

教職員定数法改正等による「30人以下学級完全実現」のための 意見書

近年、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、益々教育現場では困難な状況が表れています。

学校現場では個々に応じた極めの細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められています。日本の学校の「1学級40名」の定数が国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前から指摘されてきました。

国としては教職員定数改善計画で、8年間で小1～中3まで「35人学級」、小1と小2で「30人学級」の少人数定数をうちだし、2011年度から「1年生35人学級」がスタートし、2012年度加配定数で「2年生35人学級」とすすんでいます。

さらに地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それにともない現在47都道府県でなんらかの形態で、「少人数学級」の施策が実施されています。沖縄県においても2001年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校1・2年生において条件が合えば「30人以下学級」、2012年度から3年生、2014年度から中学校1年生において「35人以下学級」の適応が行われていますが、まだまだ完全に実施されている状況ではありません。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっています。是非、教職員定数法等の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月17日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣
沖縄及び北方対策担当大臣